

質疑・回答書

件名: 吉教学第08027号
吉野ヶ里町防災給食センター基本設計業務委託

公告日: 令和8年6月24日

入札方法: 条件付一般競争入札

質疑受付期間: 令和8年6月24日(水)～7月2日(木)まで
※入札参加資格確認申請に関する質問

質疑・回答日: 令和8年7月3日(金) 【全回答:11問】

担 当: 吉野ヶ里町学校教育課 学校整備推進室

No.	質疑事項及び要旨	回 答
1	配置予定技術者調書兼配置確約書について、3カ月以上の雇用関係を証する書類の写しを添付とありましたが、役員である為「履歴事項全部証明書」の写しでもよろしいでしょうか。	役員である場合は、履歴事項全部証明書の写しをもって、雇用関係を証する書類として取り扱って差し支えありません。
2	今回基本設計の業務公告であります。今後予定される実施設計や監理業務は基本設計業務を受注した業者との随契になるのでしょうか。改めて入札となるのでしょうか。	今後予定している業務については、防衛補助の活用を予定しているため、原則として随意契約(特命随意契約)は認められておりません。このため、実施設計及び監理業務の発注に当たっては、競争入札又はプロポーザル方式により受注者を選定することとなります。
3	本業務の同種の設計業務について、実績を証明する書類としては当時、行政(教育委員会)が発行した要求水準書でも可能でしょうか。	耐震安全性の分類が確認できる設計概要書等の資料としては、要求水準書でも差し支えありません。ただし、当該業務実績の確認のため、要求水準書に加えて、契約書の写し及び完了が確認できる書類の写しの双方を添付してください。
4	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく構造体の耐震安全性の分類Ⅱ類以上が条件と書かれていますが、当時の要求水準書には「官庁施設の総合耐震計画基準」のⅡ類と明記されています。今回実績として該当と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書において「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づくⅡ類であることが明記されている場合は、本業務における構造体の耐震安全性の分類要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。

No.	質疑事項及び要旨	回 答
5	当業務の入札参加・受注により、吉野ヶ里町様発注の他入札やプロポーザル等（コミュニティセンター基本設計）の参加ができなくなるということはないでしょうか。	防災給食センター基本設計への入札参加又は受注により、コミュニティセンター基本設計プロポーザルへの参加が制限されることはありません。ただし、当該プロポーザルへの参加に当たっては、本町社会教育課が別途定めるプロポーザル実施要領に規定する参加資格要件を満たす必要があります。
6	「同種業務の履行実績表」について質疑です。 欄外の（注）※1においてアとイの要件がありますが、アとイのいずれの条件にも該当する給食センターの実績1件でも提出は可能でしょうか。	可能となります。
7	「同種業務の履行実績表」について質疑です。 欄外の（注）※2のアにおいて、履行実績を確認することができる書類のなかで完了確認書類の写しとありますが、当時、発注者側から完了を示す書類の提出が行われていない場合、どのような書類を提出することによって完了確認書類となるかご指示ください。	完了確認書類として、発注者から完了を示す書類が交付されていない場合は、発注者へ提出された「業務完了通知書（写し）」又は「業務完了報告書（写し）」など、契約に基づき業務の完了及び引渡しを申請した事実が確認できる書類の提出でも可とします。
8	配置予定技術者調書兼配置確約書（様式第4号）について要件確認事項としてマイナ保険証の写しとありますが、マイナンバーカードに紐づけされています。個人情報となりますが、マイナンバーカードの提出を求めているのでしょうか？	マイナ保険証に関する確認書類として、マイナンバーカードの写しを提出することは可能ですが、提出を必須とするものではありません。 ただし、一級建築士免許証の写しに顔写真がない場合は、本人確認のため提出をお願いする場合があります。 マイナンバーカードの写しを提出する場合は、表面（顔写真のある面）のみをコピーの上、提出してください。なお、裏面（マイナンバーが記載された面）は提出しないでください。

No.	質疑事項及び要旨	回 答
9	公告「2. 入札参加資格に関する事項」 ・「本業務を担当する支店等」については、(5)に準ずる形でよろしいでしょうか？ ・(6)は(5)の要件を満たす本店・支店・営業所登録の建築士事務所での申請でよろしいでしょうか？ ・管理技術者及び配置技術者の地域要件はありますでしょうか？	・様式第2号「本業務を担当する支店等」については、公告2.(5)に準ずる取扱いで差し支えありません。 ・公告2.(6)の「建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること」については、一級建築士事務所登録を受けていることが確認できる書類を提出してください。なお、公告2.(5)及び2.(6)は、それぞれ独立した参加資格要件となります。 ・管理技術者及び配置技術者については、公告において地域要件は定めておりません。なお、所属については、配置予定技術者調書兼配置確約書に添付する雇用関係を確認できる書類等により確認します。必要に応じて、管理技術者の所属先及び業務実施体制が確認できる資料の提出を求める場合があります。
10	様式第2号：会社概要書 「登録業種」に記載されている「建築設計」とは何を指しておりますでしょうか？貴町の競争参加資格の有無の確認でしょうか。	「建築設計」とは、本町の入札参加資格者名簿における希望業種区分の「建築C（建築関係建設コンサルタント業務）」を指します。したがって、入札参加資格の確認に当たっては、当該業種区分に登録されていることを要件としております。
11	様式第3号：履行実績表 「契約書の写し及び完了確認書類の写し」については、TECRIS 登録もしくはPUBDIS登録にて代替可能と考えて良いか。	TECRIS登録又はPUBDIS登録により、契約内容及び業務完了の事実が確認できる場合は、「契約書の写し及び完了確認書類の写し」に代えることが可能です。